

平成18年第2回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成18年6月30日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（22名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
9番 伊藤雅功	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 正木文男	4番 笠井高章
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
収入 役 光永 健次	教 育 長 板野 正
総務部長 山下 紘志郎	企 画 部 長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 洙田 藤男
産業建設部長 秋山 一幸	教 育 次 長 岡島 義広
総務部次長 森口 純司	企 画 部 次 長 酒卷 近義
市民部次長 田村 豊	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 大西 利夫	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 成谷 洋子	市場支所長 岩脇 正治
財政課長 藤井 正助	水道課長 西岡 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤吉子

事務局長補佐 友行仁美

事務局主任 枝澤ゆかり

議事日程

日程第1 議案第74号から議案第84号まで

議案第89号から議案第134号まで

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第135号 教育委員会委員の任命について

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第1 庁舎特別委員会の設置について

午前10時12分 開議

○議長（原田定信君） ただいまの出席議員数は21名で、定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

- 日程第1 議案第 74号 平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 75号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第 76号 平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 77号 平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 78号 平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 79号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 80号 阿波市職員倫理条例の制定について
- 議案第 81号 阿波市林道管理条例の制定について
- 議案第 82号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 83号 阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第 84号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第 89号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 90号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 91号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 92号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 93号 市場北洲集会所の指定管理者の指定について

- 議案第 94号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 95号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 96号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 97号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 98号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 99号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 100号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 101号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 102号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 103号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 104号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 105号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 106号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 107号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 108号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 109号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 110号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 111号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 112号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第 113号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 議案第 114号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第 115号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 116号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 議案第 117号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 118号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 119号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 議案第 120号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について

- 議案第 1 2 1 号 阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 2 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 3 号 土成地域資源活力工場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 4 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 5 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 6 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 7 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 8 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 2 9 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 0 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 1 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 2 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 3 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 議案第 1 3 4 号 市有地等の処分について

○議長（原田定信君） 日程第 1、議案第 7 4 号から議案第 8 4 号まで、議案第 8 9 号から議案第 1 3 4 号までを一括議題といたします。

以上の案件につきましては、所管の常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長松永渉君。

○総務常任委員長（松永 渉君） 議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査の結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る 6 月 2 6 日会議を開き、付託された議案 3 3 件について慎重に審査を

行い、その結果、提出議案につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過であります。その内容の主なものについて簡単にご報告を申し上げます。

まず、議案第75号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてのうち、本委員会の所管部分についてであります。

委員より、住所表示の変更は一般住民、民間企業にどのような影響があるのか。変更の流れを住民にどのように周知するのか。また、余分な経費は要するのかとの質疑に、補正予算可決後、7月、9月、11月にチラシを各家庭に配布し、12月早々に旧住所と新住所を対比した「くらしナビ」を送付する。事業所については、平成17年4月1日の合併時と同じで、別に手続等は必要ないと、法務局よりの回答ですとの答弁でした。

自主防災組織をつくるということで現地視察のバス借り上げ予算はバス何台でいくのか。どういう内容で行くのかとの質疑に、8月20日、27日、9月3日、10日の予定で旧町単位にバス2台で計8台、391名の自治会のうち9割を予定している。内容は、防災センターを約2時間ぐらいで視察する。今回の視察だけでなく、まず8月、9月に第一段階に視察をして危機意識を持ってもらい、9月中旬に県がしている「よりあい講座」を旧町単位で自治会対象に行い、その後各自治会に協力をお願いするための説明会を開く予定ですとの答弁でした。

次に、ケーブルテレビの吉野、阿波の加入負担金で、加入促進期間中2万円の加入金で7割の世帯数を組んでいるが、あとの3割は促進期間以外で8万円の分で考えているのか。後で促進期間を長くするのかとの質疑に、現在の土成、市場の加入率は9割で、阿波、吉野の7割の見込みは、市場、土成の現状を見ると100%というのはあり得ない。7割という根拠は、阿波町で共同アンテナ組合があるが、その加入が7割であるので、阿波、吉野でも7割にした。先週、両町とも55%の届けがあるので、加入促進期間については当初の予定どおり、期間が過ぎれば通常の料金に戻すとの答弁でした。

耐震診断委託料1,330万円の予算でどういう名目で、どういう診断をして、何カ所分でこの金額になるのか。工事費と比べても高いように思うとの質疑に、耐震診断の委託は14施設で、昭和56年以前の建物と人の出入りの多い建物、防災拠点としての本所、各支所、土柱温泉、吉田荘、保育所で、八幡第二保育所、一条保育所、柿原保育所、吉野中央保育所、吉野ふれあい会館を予定しているとの答弁でした。

ケーブルテレビ整備事業で、阿波、吉野3工区に分けて入札するらしいが、6月が来て入札ができてないが、現在の状況はどうかとの質疑に、入札については7月3日の予定で、7月20日前後に臨時議会をお願いしたい。今回の入札は、一般競争入札の入札後審査方式をとっており、7月3日に入札を予定しているが、その資格要件については、その落札を審査する方式をとっている。県でも入札後審査方式を基本にやっているのので、今回の入札についてもその線に沿った中でやっているとの答弁でした。

このほか、質疑、答弁と繰り返されたのですが、委員長として、入札の日に全て入札した業者が幾ら入れたかが公表され、その一番安い業者を決定して、後でその業者が入札資格があるかを審査して決定するということであると、総括的なまとめをいたしました。

次に、議案第76号平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員より、国保ヘルスアップ事業委託料はこれから委託するのか。どういう事業の内容で効果を期待しているのかとの質疑に、国の補助事業で今は準備段階です。糖尿病予備軍の何名かを抽出して、運動とか啓発事業をしてもらい、事業前・事業後の内容でどのくらい改善されたかを見る。また、事業を行った効果を啓発していき、それによって効果があれば医療費も減るといふ事業ですとの答弁でした。

基金が約1億500万円では、病気が流行したときに対応はできないのではないかと。4町であれば5億円ぐらいは要るのではないかと。糖尿病の人が1人ふえたら、年間1,000万円多くなる。今後どういうふうに基金の積み増しをするのかとの質疑に、給付がふえたら国からの補助があるが、それ以外は税金で対応しなければいけない。人口、国保加入者の人数に対してどのくらいの基金が必要かは、今すぐには分らないが、ある程度の基金は積んでいかなければいけないとの答弁でした。

また、国保会計の減額の補正が出ているが、これをこのままいこうと考えているのかという質疑に、国保税の統一に関しては、旧町単位で税率にかなりの格差があるので、検討委員会を設け検討しているので、もう少し時間をいただきたいという答弁でありました。

国保税が400万円集まらず補助金がカットされるが、行政としてすべきことをしたのかとの質疑に、収納率向上対策本部をつくり、現年度分の国保税の徴収に努力はしましたが、結果的に92%を超えることができなかった。今後早目に対応し、努力しようと思ふとの答弁でした。

次に、議案第77号平成18年度阿波市老人保健特別会計予算（第1号）について、理事者より詳細に説明を受け、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第80号阿波市職員倫理条例の制定についてであります。

委員より、金額は幾らまでいけるのか。見舞いとかができなくなるのかとの質疑に、規則を現在作成中ですが、禁止行為の例外ということで、冠婚葬祭ごととか社会通念上の儀礼の範囲内での香典とか祝儀を受けることについては定めているとの答弁でした。

次に、議案第82号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、7割・5割・2割が、6割・4割となると、その違いを教えてください。今度2割がなくなり、今まで2割に該当していた人が零になる。2割に該当していた人がどれだけの金額になるのかと質疑に、7割・6割に該当する方の所得であれば、世帯員全員の所得が33万円以下なら適用になる。5割・4割の場合は、世帯主を除く人数掛ける24万5,000円プラス33万円で、この金額以下であれば該当する。例えば、2人の場合、57万5,000円で、この金額以下なら5割・4割の軽減が受けられる。2割の場合は、例えば2人世帯であれば、103万円までは2割に該当していたとの答弁でした。

2割軽減世帯は各旧町で何世帯あるのかとの質疑に、平成17年度で506世帯、平成18年度で、旧吉野町は130世帯、旧土成町は138世帯、旧市場町は190世帯、旧阿波町は220世帯の678世帯あるとの答弁でした。

また、一般財源を入れたら済むのかとの質疑に、一般財源を入れて基準を守らないでやっていくと、それだけ財源があると判断されて、特別調整交付金がもらえなくなる可能性もあるとの答弁でした。

次に、議案第89号から議案第116号についてであります。

委員より、管理受託者と指定管理者の違いをどう認識したらいいのかとの質疑に、従来の条例は地域に委託できるとなっていたが、自治法等の関係で委託できるという条項がなくなり、する場合は指定管理者を指定すると変わった。

内容は各地域のそれぞれの自治会が管理しているので、その委託というのではなく、指定管理者というのに置きかえただけだと認識しているという答弁でした。

土成健康センターは利益金に対して配当金は入っているのかとの質疑に、利益についてはできるだけ積み立てるということで、株主配当は2%にしている。市には2,000万円の出資に対する配当金として40万円が毎年入っているとの答弁でした。

指定管理者で指定した場合、修繕費の2分の1、上限30万円まで出るということだが、地元の集会所は補助金もらわず、くみ取り代金とかは地元が出しているが、各集会所によって違うのかとの質疑に、阿波市地域集会施設整備事業補助金交付要綱があり、合



併時の協議で旧4町で規定を設けている。新築で建設面積1平方メートル当たり10万円の2分の1、ただし補助金の額が500万円を超える場合は500万円にする。修繕は修繕費の所要総額の2分の1、ただし総額が40万円以上で、補助金の額が30万円を超えるときは30万円、旧市場町は、各集会所は補助事業に地元負担金を足して建てているところが多いので、町の財産として設管条例による管理になっている。旧阿波町の一徳の集会所は、管理費は自治会に任せているという扱いになっているが、各旧町の自治会の集会所の扱いが統一されていないのが現状です。運営は各自治会でしているので、修繕があれば、事前に連絡すれば、補正予算等で対応するとの答弁です。

指定管理者という制度が施行されていく中で、逆にそのことによって差が出てくるのではないかとの質疑に、従来と全く同じと考えて、あくまでも条例があるために指定管理者制度の導入、また移行ということで、従来どおり地域の集会所は地域で管理していただくということに変わりはないという答弁でした。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上、総務常任委員会の報告とします。

○議長（原田定信君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

付託事件に対する質疑は、既に本会議、委員会で尽くされておりますので、委員長報告に対する質疑をお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長木村松雄君の報告を求めます。

木村委員長。

○文教厚生常任委員長（木村松雄君） おはようございます。

ただいま議長より指名をいただきましたので、ただいまより文教厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月28日に会議を開き、本委員会に付託されました議案について審

査いたしました結果、付託議案については全て原案のとおり可決いたしました。

以下、審査の過程におきまして議論のありました事項あるいは理事者に対し、検討または善処を要請いたしました事項について、その概要を申し上げます。

まず、議案第74号平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、理事者より十分説明を受け、可決しました。

次に、議案第75号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について、所管部分についてを審査しました。

委員より、青少年育成センターの人件費が計上されていないが、5月に常任委員会より増員の要望をしていた。今後どのように対処するのかという質問があり、十分な検討はしていない。早急に市長、関係部と相談し結果を出したいという答弁でした。

また、委員より、伊沢小学校施設整備事業費の設計監理委託料2,270万6,000円計上されているが、全部一般財源なのかという質問があり、理事者より、来年度大規模改修を行いたい。その大規模改修の時点で補助金の活用ができることになっているとの答弁でした。

耐震補強工事の期間はどれくらいを要するのか。代替え教室もしくは夏休み期間の利用などを考えているのか。2,200万円もの設計の工事であれば、とても短期間ではできないのではないのかという質問に対して、主なものについては夏休みを利用して行いたい。2,200万円の設計委託料は全て設計料だけでなく、伊沢小学校の校舎については、耐震診断後の耐震補強診断判定業務の約500万円ほどを計上している。また、体育館については、2次診断を今年実施するのと、補強診断判定業務これを合わせて約500万円、あとの約1,200万円が伊沢小学校の校舎と体育館の大規模改修工事の実設計業務ということになるとの答弁でした。

予算計上の際に、耐震の部分とあとの部分と分けて計上したら分かりやすい。今後は振り分けるべきではという委員からの要望がありました。

また、委員より、伊沢小学校施設整備事業費の設計監理委託料の件で、伊沢小学校は昭和52年、3年に建ったと思う。これだけの改修費がかかるんだったら、順番に建てていてもいいのではないか。土成小学校校舎と裏の道との間にフェンスもない。裏門も扉もない。学校設備を整えていかないと大変なことになるのではないかとの質問に、予算的には新築の場合、1平方メートル当たり24万5,000円、改修の場合、1平方メートル当たり7万9,000円、これはあくまで概算であります。それから、改修の場合は、工

事の期間が非常に短いということで、改修できるものについては改修していきたいと考えている。フェンスについては、予算との絡みもあるが、大規模改修をする際に検討をしていきたいという答弁でした。

また、体育施設費の備品購入費で、緑が丘公園に何をかうのかという質問に対し、遊具が老朽化しており、危険な状態なので取りかえる。設置と撤去も含めた予算であるという答弁でございました。

次に、議案第78号平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを審査しました。

委員より、一条西地区はどのような理由で設計監理委託料が要らないのかという質問があり、一条西地区については、自然流下方式という比較的簡単な工事なので設計なしで即工事をお願いしているという答弁でした。

また、設計なしということだと金額はどうなるのかという質問に対しては、業者から見積もりをお願いしている。通常で25万円から県道などを含める場合は60万円ぐらい要するが、大体金額は決まっているという答弁であり、見積もりは何社か出してもらっているのかという質問には、3社で一番安いところをお願いをしているという答弁でした。

また、施設管理費に関連して、汚泥はどう処理しているかとの質問があり、汚泥は阿北環境整備組合で処理しているという答弁でした。三好町のエコシステムジャパンという会社の汚泥を善入寺島の東部3反くらいの土地に土壌改良材と称してまいていて、環境団体から調査依頼が来ている。場所は善入寺島の東部3ないし4反と南岸の吉野川遊園地付近の堤防からすぐ北側の河川敷の2カ所に投棄してある。東みよし町のエコシステムジャパンという会社で、旧井川町でも山に大量に投棄をして、上水道を汚染したという問題も上がっている。野放しにしてはならないのではないかと、阿波市の対応はどうするのかとの質問に対し、会社が言うには、肥料ということであるが、搬入しているものは肥料か汚泥かは不明であるという状況であるため、国土交通省、吉野川市、阿波市、県等で現場も見て検討している。国土交通省が投棄されている肥料のサンプルを一部採取して成分検査をしているということである。県では、廃棄物ではなく肥料だという見解を出されている。搬入されている場所が阿波市の行政区域内である。搬入されているものが肥料ということになると、市は当然肥料として指導しなくてはならないと考える。今後については、国、国土交通省、県の農林関係、市の環境衛生課、農政課等で十分協議していきたいとの答弁でした。

県が合法的に肥料と認めるといふのなら、阿波市で条例制定すべきである。捨てられているのは阿波市の土地なのだから、阿波市が調査すべきでないか。県の結果はどうかでなく、阿波市が分析し、条例制定が必要であるなら、すべきでないのかとの質問に、エコシステムジャパンについては、汚泥等を利用してリサイクル業者として県から再生利用業の指定も受けて、汚泥を利用して発酵の肥料を生産している。搬入されている場所は、阿波市の行政区域内なので、これが肥料となると、阿波市の管轄、産廃となると県の管轄となりますとの答弁でした。

次に、議案第79号平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、また議案第83号阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正については、理事者より十分説明を受け、可決しました。

次に、議案第117号岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について、議案第118号川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について、議案第119号平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について、議案第120号大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について審査をしました。

委員から、他の指定管理者制度の説明を聞いたが、給水業の集金をしているので、その部分で修理、修繕など軽微な部分については直すということが、他の指定管理者との違いという認識でいいかとの質問があり、指定管理料は無料、市からは支払わない。施設の中から集める使用料の集金の範囲内で補っていただく。ただ大規模修繕など老朽化や災害が起り修理が必要になった場合は、組合と市で相談し、費用の負担割合を考えるとの答弁でした。

次に、議案第119号の平間飲料水供給施設について、衛生費の中で飲料水供給施設整備事業7,580万4,000円繰越明許になっているのだが、現在は全部執行しているのか。事業が残っていないのかとの質問に、平間飲料水供給施設については、一部事業を平成18年度に繰り越している。事業については6月いっぱいでき上がるということで、99%ぐらいでき上がっているので、現在通水試験等をしている状況であるとの答弁でした。

そして、報告事項として、東部臨海処分場についての担当部長より報告がありました。

この件につきましては、先般の一般質問において、2人の議員より中央広域環境センターは、最終処分場が要らないはずとして返還請求が可能かどうか調べるよう求めていたものであります。そして結論として、処分場負担金の返還はできないとの報告がありました。

た。

以上、文教厚生常任委員会委員長の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長児玉敬二君に報告を求めます。

児玉敬二君。

○産業建設常任委員長（児玉敬二君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査の経過と結果について委員長報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月27日全員出席のもと会議を開き、付託案件の審査をいたしました。案件は補正予算1件、条例の制定1件、改正1件、その他14件についてであります。慎重に審査を行い、その結果、提出議案については全て原案のとおり可決いたしました。

次に、審査の過程であります。その内容の主なものについて、その概要を申し上げます。

まず、議案第75号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）所管部分についてであります。土柱自然休養村温泉センター管理委託料450万円と金清活用センター管理委託料800万円の算出方法はとの質疑に対し、土柱自然休養村温泉センターについては、従来市から1,300万円ほどの赤字補てんをしていたが、人員削減、宿泊、食堂部分の廃止など精査した結果、年間を通じ650万円必要であるということで、当初予算で200万円計上されているので、今回不足分として450万円の補正をお願いする。

また、金清活用センターについても、従来市から1,300万円ほどの赤字補てんをしていたが、職員採用、人員の削減など精査した結果、年間を通じて950万円必要であるということで、当初予算で150万円計上しているため、今回不足分として800万円の

補正をお願いをするものであるとの答弁でありました。

また、管理委託料でやっていけなかったら補てんをするのかとの質疑に対し、指定管理者制度では補てんはしない。ただし、今の石油の高騰により引き続き高騰する場合は考慮をする。

また、大規模改修については、別途市と協議することになっているとの答弁がありました。

次に、吉野川北岸農業用水費の4施設への補助金の額が違うがどうしてか。また、この補助金は何に使われているのかとの質疑に対し、阿波市土地改良区の合併の推進のため、3年間をめどに合併推進費の事務費としての補助であり、職員の給与に対する補助が主なものであるとの答弁がありました。

この補助金に対し、監査はできているのかとの質疑に対し、監査については、土地改良法上、県が定期検査を行っている。市としては予算書、決算書そういったものでチェックをしているとの答弁がありました。

次に、農業振興費の県単独地域農業振興対策事業費については、どんな事業を行うのかとの質疑に対し、とくしま強い農林水産業づくり事業費で3,610万2,000円を補助することになります。個々の事業としては、上限が1,000万円の10分の4以内で、今回補正の事業として、新鮮とくしまブランド戦略展開整備事業で、阿波町農協事業として、ミニトマトハウスの設置、レタス、ブロッコリーの育苗センター拡張事業、ブロッコリーの半自動移植機購入など7事業であるとの答弁でありました。

次に、伊勢山王線について、一日も早い完成を望むが、その方向性はとの質疑に対し、店舗補償があり、10年余り前に鑑定をしたが、価格面で折り合わなかった。しかし、地元自治会、PTAなどの要望もあり、市長の方から早く解決をするようにということで、今回再度鑑定を依頼。その鑑定の内容により地権者の方々と話をしながら煮詰めてみたいとの答弁でありました。

次に、議案第81号阿波市林道管理条例の制定について及び議案第84号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、理事者より詳細説明を受け、委員全員異議なく可決いたしました。

次に、議案第121号阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定について及び議案第122号阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定についてであります。委員より、指定管理者制度になった場合、どうい

ころが変わるのかとの質疑に対し、これまで両温泉とも市民の憩いの場として直営で財団が委託管理を行っていた。指定管理者制度により民間の能力を活用しつつ、効果的な管理と住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第123号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についてから議案第134号市有地等の処分についてまでの12議案について、理事者より詳細説明を受け、全員異議なく可決いたしました。

以上、産業建設常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

なお、その他詳しい内容につきましては、産業建設常任委員会の会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局までご高覧ください。

○議長（原田定信君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑ありませんか。

吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 産業建設委員会委員長報告の中で、付託案件につきまして2点ほどご質問をさせていただきたいと思います。

指定管理者制度の指定についてということで、議案第121号阿波市金清自然活用センターの指定管理者の指定について、議案第122号阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の指定管理者の指定についての2議案でございます。

今委員長から報告がありましたように、当初予算それぞれ計上いたして7月まで、今日6月30日でございますが、当初予算でこの間3カ月間の予算計上をしておったわけでございます。今回、指定管理者の委託先の委託料として追加補正で450万円、これが土柱自然休養村、また金清活用センター800万円追加管理委託料が計上されております。この内容につきましては、今委員会の審議内容を委員長から報告をいただいたわけでございます。おおむね理解ができるわけでございますが、最後の部分で、この追加料で不足が生じた場合云々という報告がございました。やはり指定管理者に委託する以上、施設の管理につきましては、当然市の財産でございますが、運営面ではやはりこの管理料で努力をしていただき、独立採算、指定管理者の制度の意味合いからも独立した運営を心がけていただきたい、このように思うんですが、この点きちとした答弁をお願いをいたしたい。

また、今申しましたようにこれで不足が出た場合、また補正で組むようなことがあれば、この指定管理者の意味合いが何らなさないと思うんです。簡単で結構ですので、願

いをいたしたい。

また、この受託が7月1日ですから、今日6月30日、今夜の午前0時をもって指定管理制度が発足するわけですが、これについての金清、土柱それぞれの理事会の役員決議等はいただいておりますのか。いただいておりますとすれば、いつ役員会で受託をする決議をいただいとんか。

また、これに就任されます理事、今度債務が発生したときに、非常に債務の補償等の問題も発生してこようかと思えます。ここいらも十分承諾して承認をいただいとんか。

それと、現在の法人登記をされております役員名簿、もうあすのことですから、名簿の資料のご説明をいただきたい。

それと、この種の運営、年度末が4月30日であれば、6月30日までに総会に付託して、総会の承認をもらおうと思うんです。決算書ございましたら、決算書の提示をお願いをいたしたいと思えます。やはり委託する先の健全運営を目指す上では、これらの資料は不可欠だと思えますので、ご提示をお願いをいたします。

以上です。

○議長（原田定信君） 児玉委員長。

○産業建設常任委員長（児玉敬二君） 吉川議員の質疑でございますけれども、答えられるところにつきまして答えさせていただきます。後の分につきましては、理事者側の方から答えさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

一応委員会の中では、赤字補てんはしないということは決定しておりますので、そういう答えをいただいております。

それと、後の方ですけれども、この両方、白鳥管理センター、それから土柱休養村温泉、そのところはお金の方がこれ以上はしないということで、ただし燃料の高騰による場合は別であるというようなことをただし書きでいただきました。

それと、白鳥とか組合議会の方の受託の件につきましては、委員会の方では出てきませんでした、そういう話は。その件は管理者の方でお答えいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 児玉委員長の補足説明をさせていただきたいと思えます。

土柱休養村温泉また金清温泉についての指定管理者でございますが、先ほど申しました



ように、土柱休養村については650万円、金清温泉については950万円の年間委託ということで7月1日から指定管理を2年間——1年9カ月になると思いますが、お願いするものでございます。

この指定管理者の受託でございますが、6月に理事会を開催させていただきまして、その方向性を理事会の承認をいただいております。また、5月にも理事会、3月にも理事会ということで、理事会の方で承諾をいただいております。

その決算でございますが、決算につきましては、委員会資料ということで、議案第121号と議案第122号で委員会資料に提出してございます。その中の金清につきましてはページ12ページ、また土柱休養村についてはページ11ページの決算見込みということで提出してございますが、これは決算書でございます。決算書でこの数字を拾い出さしていただきまして、赤字補てんとまた単年度の赤字それぞれ明記をしてございまして、金清温泉については、単年度で11万1,000円の黒字ということでございました。また、土柱休養村については、前年度の赤字補てんということで、前年度の16年度の旧阿波町からの持ち込み赤字が906万1,000円ございまして、全体的には補てん額が1,900万円ほどしてございます。単年度につきましては、1,000万円程度の赤字ということになっております。それぞれの赤字部分につきましては、17年度につきましてそれぞれの営業努力なり、また事務改善委員会の中で改善した結果が18年度、19年度の指定管理料に結びついたわけでございますので、その点ご了承願いたいと思います。

また、法人登記の部分につきましては、17年度につきまして法人登記はしております。また、18年度からの指定法人登記でございますが、役員、議会から従来2名でございましたが、4名体制という、農業団体の代表また商工会の会長、それと休養村センターの所長、金清センターの所長、商工観光課の課長、また私と助役、それで助役が理事長ということで11名体制で今回いくわけでございます。従来の理事の責任でございますが、先般の残留理事につきましては、責任を負うという話でございます。今回新規の選出しております議会の4人の承諾書の中で、また話も詰めていかななくてはならないと思いますが、理事に選出して出てくる以上は、そういった責任を負って金清また土柱休養村の理事会の中でしてくれると、私自身思っております。理事会の中で、全体の中で理事ともども金清、土柱休養村の健全運営に努力して、皆さんに親しまれる両温泉施設に向けて努力したいと思っておりますので、また議員各位のご協力なり宣伝等もよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今産業建設部長より詳細に説明をいただきました。答弁の中で、4名の理事が欠員である。今後選任をしていただいて承諾を求めるといような答弁内容でありました。あす契約をされるのに、欠員の理事があつて、そら過半数は超しておりますが、この対応、法人登記ができておらないとこと、役員が全部就任しておらないとことあすから契約を結ぶということについてどのようにお考えでしょうか。

また、法的に問題はないんでしょうか、ここいらきちつと後々問題を残さないように、法的に問題がなければ、何も支障はないわけでございますが、全員就任しておらないとこと契約の締結をするということに対しての答弁をいただきたいと思います。

なお、今答弁の中で理事長は助役ということでございます。この業務を受託するについての心構え、また今後の方針等もお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 議員の再質問にお答えしたいと思います。

法人登記の部分でございますが、野崎助役の理事長の法人登記はできております。商法上また民法上、法人登記、助役のみでも十分いけるという見解でございますので、そのほかの部分につきまして、議会選出の4名につきましては、議長の方から報告を承っておりますが、まだ承諾書等ができておりませんが、運営面では支障はないと思っております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今部長より議会選出の方については報告は承っておると。議会では何ら相談しておらないのに、そういう状況になつとんですか。そのところを詳細に説明をお願いします。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 4名議会から選出したいという報告を受けております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 野崎助役。

○助役（野崎國勝君） 金清、土柱の財団法人の経営の理事長というのは、大変な役目を背負わせております。私、助役という行政側の指名ですが、委託者側の指名と、理事長という受託者側の両方の指名を持っております。議会からも非常に経營的にすぐれた方を選

出いただきまして、従来にないようなものを経営改善、改革を図ってきたつもりでございます。

なお、今後も先ほど部長からも答弁いたしましたように、職員あるいは行政側もそれぞれ私も含めて、財団法人の独立採算制についていいですか、そのあたりを最大の頭に置いて、市民サービスが低下しないように、一生懸命努力をしていきたいと、かように思っています。

なお、議会の方からも、なお2名っていうんですか、4名っていうんですか、はっきり私もそのあたりの経過は十分承知しておりませんが、ご協力、ご理解いただきまして、なおさらなる経営に努力していきたいなど。特に金清あるいは土柱については、65歳以上の高齢者の市民の方あるいは金清については、旅をするお遍路さんですか、そういうような方の利用が主でございますので、職員がサービス精神といいますか、そのあたり十分に私どももともに心に置いて経営に当たっていききたい、かように思っています。よろしくご協力お願いいたします。

○議長（原田定信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午後 1時03分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論通告書が提出されておられませんので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第74号平成18年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたしま

す。

各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号及び議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号阿波市職員倫理条例の制定についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決

されました。

議案第 8 1 号阿波市林道管理条例の制定についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 2 号阿波市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 3 号阿波市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 4 号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 9 号市場地区集会所の指定管理者の指定についてから議案第 1 1 6 号土成健康センターの指定管理者の指定についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 9 号から議案第 1 1 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第117号岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定についてから議案第120号大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号から議案第120号は原案のとおり可決されました。

議案第121号阿波市金清自然環境活用センターの指定管理者の指定についてから議案第133号吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定についてまで一括して採決いたします。

委員長の報告はいずれも可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号から議案第133号は原案のとおり可決されました。

議案第134号市有地等の処分についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第135号 教育委員会委員の任命について

日程第3 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第4 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（原田定信君） 日程第2、議案第135号教育委員会委員の任命についてから日程第4、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

市長の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議案第135号についてご説明を申し上げます。

議案第135号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

昨年の6月定例会において5人の教育委員会委員の任命同意をいただきました委員のうち、任期が1年でありました旧市場町の大村勝子氏を任命いたしたいので、よろしく願います。

また次に、諮問第2号及び諮問第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのうち、諮問第2号は、旧吉野町の出口恒氏を、諮問第3号は、旧市場町の田村泰明氏を人権擁護委員として推薦いたしたいので、よろしく願います。

議案内容の説明につきましては、担当部長よりご説明申し上げますので、ご決議くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田定信君） 岡島教育次長。

○教育次長（岡島義広君） 日程第2、議案第135号教育委員会委員の任命についてを朗読をもって議案提案説明とさせていただきます。

議案第135号教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、阿波市宇佐66番地。氏名、大村勝子。生年月日、昭和17年4月18日生まれ。

平成18年6月15日提出。阿波市長小笠原幸。

よろしく願います。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 諮問第2号及び第3号につきまして、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、補足説明をさせていただきたいと思ます。

諮問第2号につきましては、候補者として出口恒さんをお願いいたしました。

住所は阿波市柿原字ノタ原130番地。生年月日は昭和10年1月28日生まれでございます。職業は無職でございます。以前、高等学校の先生もされておったということでございます。

諮問第3号につきましては、候補者として田村泰明さんをお願いいたしました。

住所は阿波市行峯116番地。生年月日は昭和14年7月1日生まれ。職業は農業でございます。

お二人とも再任でございまして、再任の条件は全てクリアをいたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 説明が終わりました。

本案は正規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。

議案第135号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第135号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてお諮りいたします。

本件について適任として推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任として推薦することに決定いたしました。

小休します。

午後1時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（原田定信君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてお諮りいたします。

本件について適任として推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任として推薦することに決定いたしました。

~~~~~

**日程第5 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について**



○議長（原田定信君） 日程第5、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申し出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

庁舎特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。したがって、庁舎特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第1 庁舎特別委員会の設置について

○議長（原田定信君） 追加日程第1、庁舎特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第6条の規定により、8名で構成する庁舎特別委員会を設置することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、8名で構成する庁舎特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました庁舎特別委員会については、委員会条例第8条の規定により選任したいと思います。議長の方から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。

それでは、庁舎特別委員会委員を指名いたします。

稲井隆伸君、岩本雅雄君、児玉敬二君、稲岡正一君、出口治男君、木村松雄君、月岡永治君、阿部雅志君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の方を庁舎特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

選任された委員の方におかれましては、本日委員会を開催の上、正・副委員長を決定していただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時20分 休憩

午後2時03分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました庁舎特別委員会の委員長に出口治男君、副委員長に阿部雅志君が選任されましたのでご報告いたします。

なお、この特別委員会に付託します事項は、庁舎建設に係る場所、規模等、諸問題の調査といたします。

期限につきましては、調査が終了するまでの閉会中の継続調査といたします。

お諮りいたします。

以上で本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会は今年15日に開会以来、本日までの16日間の長きにわたり開催されてまいりました。途中マイクが壊れるというハプニングもございましたけれども、議員各位におかれましては、提案申上げました全議案をご決議いただき、本当にありがとうございます。今議会におきまして議員各位からいただきましたご意見あるいはご指摘につきまして

ては、今後の市政運営に十分注意をして留意をしながら反映をしてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

さて、ここで1点お願いを申し上げます。

来る7月3日にケーブルテレビ整備事業の入札を執行することといたしております。この契約は議会の議決を要する契約でございますので、7月20日前後に臨時議会の開催をお願いいたしたい。そこでご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、議員各位におかれましては、時節柄健康には十分ご留意をいただき、引き続き市政発展のためご活躍いただきますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（原田定信君） これで本日の会議を閉じます。

平成18年第2回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後2時06分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員